

# 役員旅費報酬規程

社会福祉法人石川整肢学園

# 役員旅費報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人石川整肢学園（以下「法人」という。）が行う事業が円滑に管理・運営されることを目的とする。

## (報酬)

第2条 前条に定める目的達成のため、法人定款第5条、第13条に定める役員、評議員及び第三者委員（以下「役員等」という。）に対し、その勤務に応じた必要な報酬を支給することができる。

## (旅費)

第3条 役員等が、業務のため、当法人の命を受けて出張する場合は、最も経済的な通常の経路及び方法により、旅費計算を行う。

但し、業務の都合又はやむを得ない場合は、現に通過した経路方法によって計算する。

2 役員等が、会議等出席の際は、別表1により諸費を支給する。

## (その他)

第4条 報酬又は旅費において、別表1に記載されていない支給が必要と判断された場合は、理事会の承認を得て、理事長が決定する。

## 附 則

- 1 この規程は、平成16年9月2日より施行する。
- 2 この規程は、平成19年3月1日より施行する。
- 3 この規程は、平成19年12月5日より施行する。
- 4 この規程は、平成22年1月1日より施行する。

別表 1

《 役員等旅費表 》

★ 理事会、評議員会に出席した場合

	常 勤	非 常 勤	
区 分	交通費 日 当	交通費 (一日につき)	日 当 (一日につき)
理 事、 監 事	支給しない	3, 0 0 0 円	3 0, 0 0 0 円 (うち源泉所得税 3,000 円含む)
評議員、第三 者委員等	支給しない	3, 0 0 0 円	7, 7 0 0 円 (うち源泉所得税 700 円含む)

		交通費	日 当 (一日につき)	宿泊料 (一日につき)
近 接 地 内	日帰り	1, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円	/
	宿泊			定額の範囲内 の実費額
近 接 地 外	日帰り	旅費規程に準ず	5, 0 0 0 円	/
	宿泊			1 2, 0 0 0 円